



史跡松江藩主松平家墓所 保存管理計画書



平成12年3月
松江市教育委員会



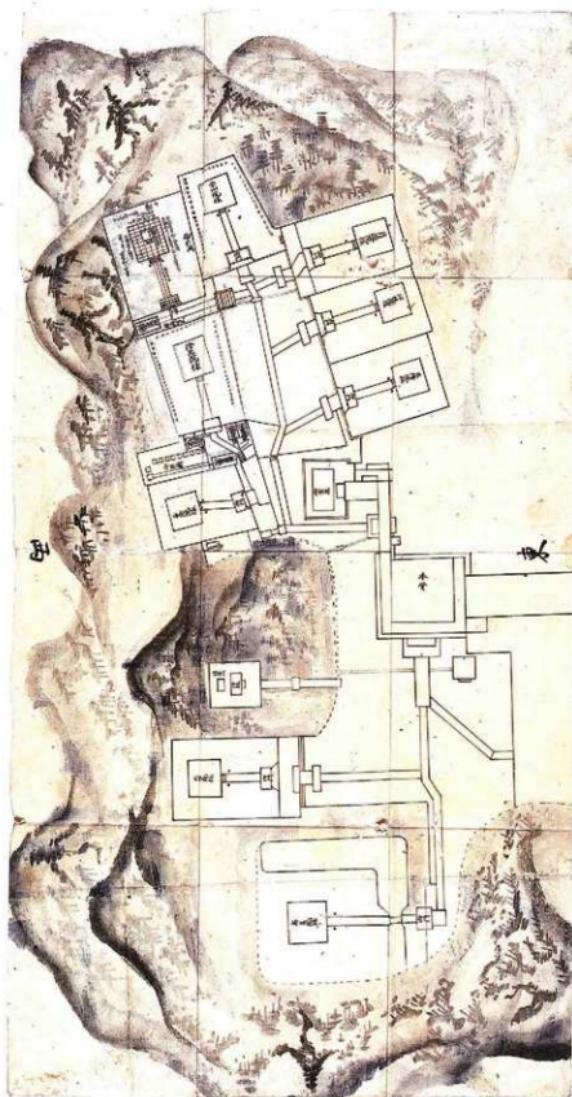
史跡松江藩主松平家墓所全景

(1998. 3 摄影)



「雲州松江御城下之図」(文政年間)

(島根県立図書館所蔵)

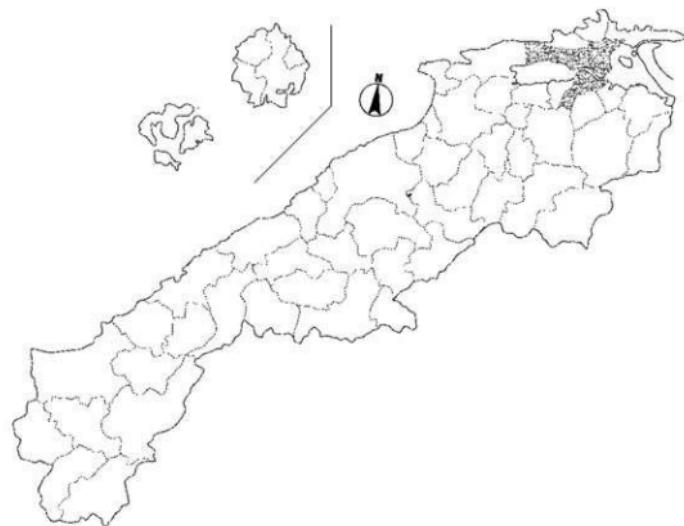


「月照寺山内御廟所絵図面」(文久三年、1863年頃と推定)

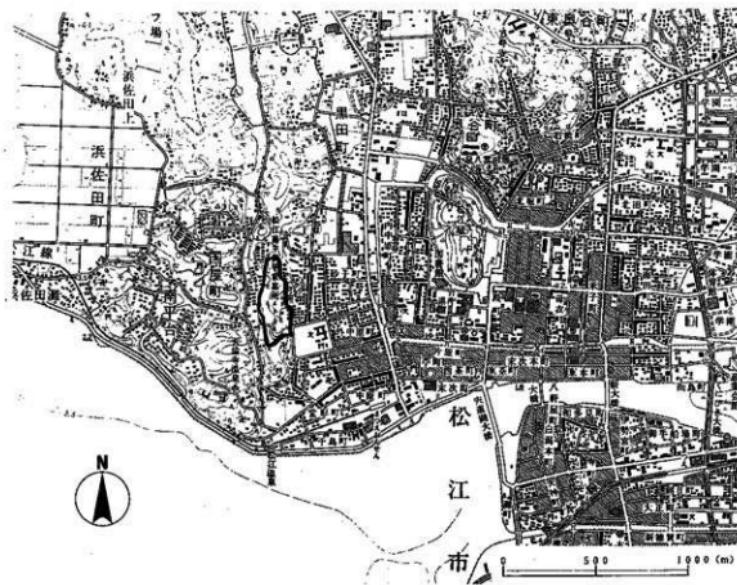
(鳥根県立図書館所蔵)

目 次

I.	事業の目的と経過	1
1.	保存管理計画策定の目的	1
2.	保存管理計画策定の経過	1
II.	史跡松江藩主松平家墓所	3
1.	史跡指定	3
2.	墓所の変遷と指定地の現状	3
(1)	江戸時代の墓所	3
(2)	明治時代の墓所	4
(3)	大正時代の墓所	4
(4)	指定地の現状	5
3.	これまでの保存修理事業	6
III.	松江藩主松平家墓所の概要	10
1.	縁起	10
2.	概要	10
3.	各建造物等の概要	10
(1)	廟所	10
(2)	本堂跡	11
(3)	現本堂	11
(4)	御斎屋	11
(5)	庭園	11
(6)	鐘楼	11
(7)	唐門及び堀	11
(8)	鎮守社跡	12
4.	所有形態	29
IV.	保存管理計画	30
1.	保存管理計画の理念と方針	30
2.	地区の区分	31
3.	地区毎の現状変更行為の取扱い基準	31
4.	保存整備の基本方針	37
5.	地区毎の保存整備	38
6.	保存整備事業の年次計画概要	77



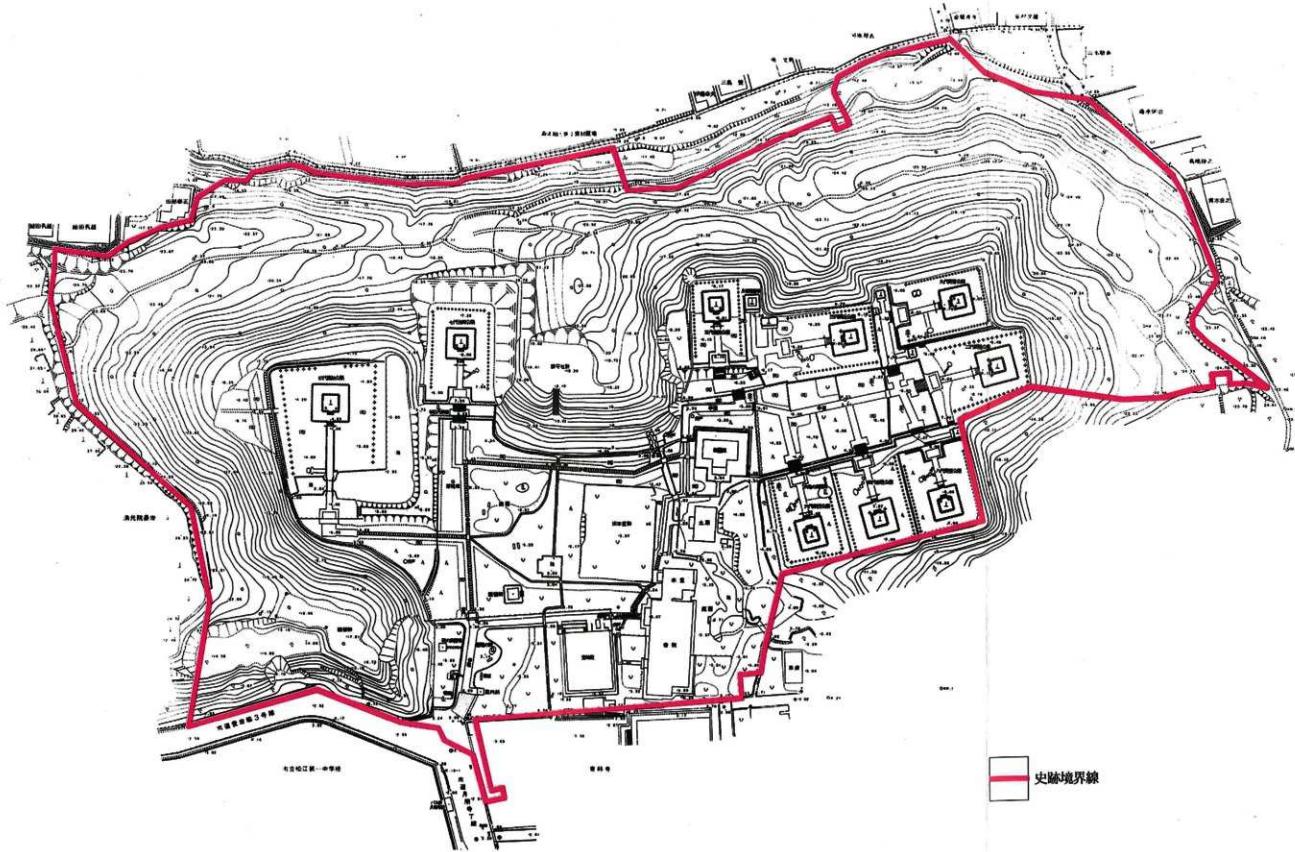
島根県地図

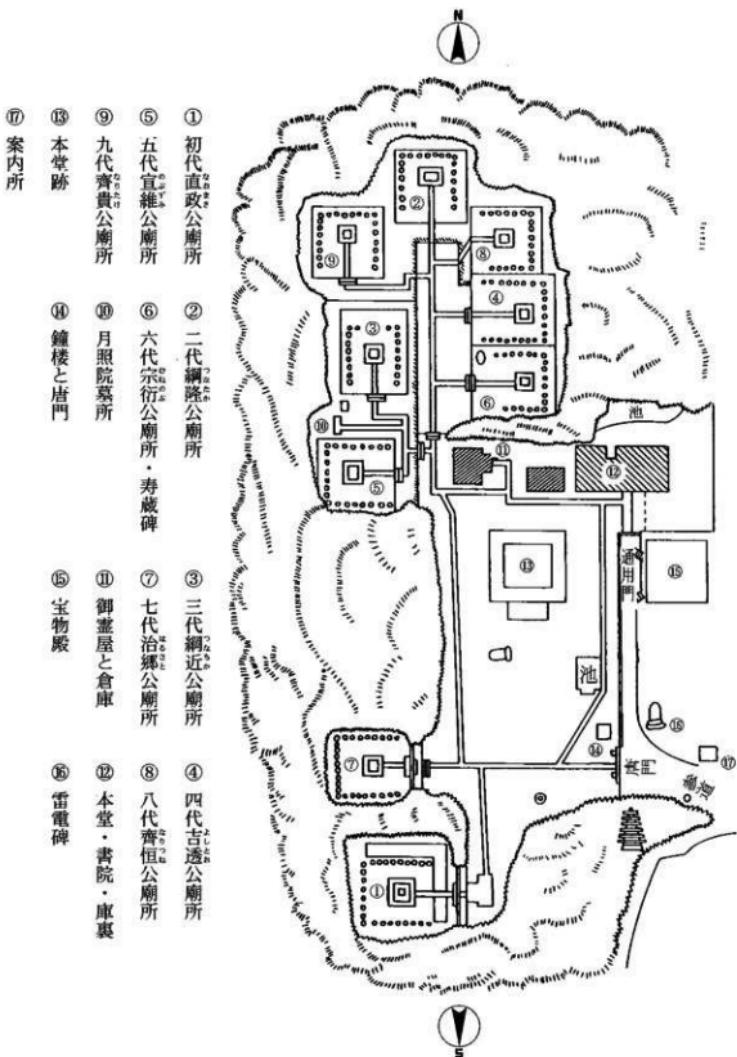


史跡松江藩主松平家墓所位置図

国史跡 松江藩主松平家墓所

平面図 S=1:1000





史跡松江藩主松平家墓所概念図

I. 事業の目的と経過

1. 保存管理計画策定の目的

史跡松江藩主松平家墓所は、平成8年3月29日付で国史跡として指定されたが、かねてより、その文化財的価値は高く、境内地については、昭和28年8月31日付で松江市の史跡「月照寺松平家墓所」として、墓所については、昭和53年6月23日付で島根県の史跡「松江藩主松平家廟所（月照寺）」として、また、初代と七代の廟門については、同じ昭和53年6月23日付で島根県の有形文化財「高真院（松平直政）廟門」、「大圓菴（松平治綱）廟門」として指定されてきた。

このうち、島根県及び松江市の史跡については、国の史跡に指定されると同時に指定解除されている。

一方、この史跡は「月照寺」として親しまれ、松江市内の代表的な観光地の一つとして連日多数の見学者が訪れている。

しかしながら、史跡内の廟門や墓石基壇などは往時に比べ荒廃や老朽化が進行し、修復の必要な箇所が多数見受けられる。また、観光地として将来種々の現状変更も予想されるところである。

そこで、将来にわたり史跡として望ましい姿で維持保全されることを目的に、保存管理計画を策定するものである。

2. 保存管理計画策定の経過

本計画は、「史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画策定事業」として、国及び県の補助金を得て平成10、11年度の2ヶ年にわたり松江市が策定した。

計画の策定にあたっては、専門的見地からの指導を得るために、委員として各分野の諸先生方にお願いし、「史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画策定委員会」を組織した。事務局は松江市教育委員会生涯学習課文化財室に置いた。

策定委員会関係者は次のとおりである。

専門委員 木幡 修介 松江市文化財保護審議会会长

〃 島田 成矩 国立松江工業高等専門学校名誉教授

〃 松村 喜則 国立島根大学生物資源科学部講師

〃 和田 嘉宥 国立米子工業高等専門学校教授

〃 持田 豊 (財)文化財建造物保存技術協会参与

助言指導 文化庁文化財保護部記念物課及び島根県教育委員会文化財課

所有者 宗教法人月照寺 代表役員 安井 昭雄

祭祀権者 松平 直壽

事務局 松江市教育委員会生涯学習課文化財室

平成 10 年度事業の概要（事業費 5,170,000 円）

- ・史跡指定地の測量平面図作成（S = 1 / 1000, 1 / 500）
- ・古写真の複写（9枚）
- ・初代直政公廟所内墓塔基壇測量図作成（S = 1 / 20）
- ・史跡現況写真撮影
- ・第1回保存管理計画策定委員会の開催（平成 11 年 3 月 15 日）

平成 11 年度事業の概要（事業費 2,310,000 円）

- ・第2回保存管理計画策定委員会の開催（平成 11 年 8 月 27 日）
- ・文化庁文化財保護部記念物課による現地指導（平成 11 年 10 月 26 日）
- ・第3回保存管理計画策定委員会の開催（平成 12 年 2 月 9 日）
- ・史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画書の印刷製本

II. 史跡松江藩主松平家墓所

1. 史跡指定

松江藩主松平家墓所は、現在、国史跡及び一部島根県有形文化財の指定を受けているが、これまでの経過は以下のとおりである。

・市指定（史跡） 史跡月照寺松平家墓所

指定 昭和 28 年 8 月 31 日



解除 平成 8 年 6 月 13 日（国指定になったため）

・県指定（史跡） 史跡松江藩主松平家廟所（月照寺）

指定 昭和 53 年 6 月 23 日



解除 平成 8 年 4 月 26 日（国指定になったため）

・国指定（史跡） 史跡松江藩主松平家墓所

指定 8 年 3 月 29 日

指定理由

松江藩松平家の初代から九代までの 9 つの廟はそれぞれに個性的で時代的特徴をよく表し、近世大名家の墓所の葬制を知る上で極めて貴重であるため。

・県指定（建造物） 有形文化財高真院（松平直政）廟門

有形文化財大圓菴（松平治郷）廟門

指定 昭和 53 年 6 月 23 日

2. 墓所の変遷と指定地の現状

(1) 江戸時代の墓所

松江藩主松平家の墓所は、もと洞雲寺と称する禅林であったが、寛文年間、松平家初代藩主松平直政は生母月照院の靈牌をここに安置し、蒙光山月照寺と改称した。第二代綱隆は父の遺命により廟所を境内に営み、山号を歓喜山と改め、歴代藩主の菩提寺と定めた。

江戸時代の墓所の様子は定かではないが、寺院としては寺領 200 石を有して城下寺院の筆頭に位し、建物も本堂のほか客殿に鐘楼や附属建物等、城下一の伽藍であったが、享保元年（1716 年）、外中原から出火した火事により月照寺も類焼したという記録がある。

現存する資料としては、「月照寺境内總御廟所繪図面」（文化十五年、1818）と、「月照寺内御廟所繪図面」（推定文久三年、1863 頃）があり、これらによれば本堂が再建されており、唐門から入り本堂から廊下伝いに現存する御靈屋へ向ったと考えられる。また本堂西の山林内に拝殿付の鎮守社が存在していたことがわかる。

また、寛永十五年（1638年）より享和2年（1802年）までの作事所の役人の変動や構成を年次ごとに記した『御作事所御役人帳』によれば、月照寺に関する以下の記載がみられる。

- 天保 三年（1683年） 月照寺大縉
宝永 四年（1707年） 源林院様御廟唐門出来
宝永 七年（1710年） 隆元院様御廟唐門出来
正徳 四年（1714年） 月照寺領守初テ出来
享保 元年（1716年） 月照寺焼失
享保十九年（1734年） 善隆院様御廟所御門出来
宝曆十二年（1762年） 月照寺本堂上葺
天明 二年（1782年） 天隆院様宝塔櫛縫九多見石ヲ以出来

（2）明治時代の墓所

明治維新になると、本堂は取り壊された。明治10年代に、本堂・庫裏再建の気運が盛り上がり、趣意書・勧簿帳も残されているが、日清・日露戦争により見送られた。その後は山内は樹木や雑草が鬱蒼と繁茂し荒れ放題であったといわれており、特に記録は残っていない。

松江に滞在し、この地を気に入っていたと言われる小泉八雲が、明治29年に再度松江を訪れたときの私記に「城を出て、私は月照山へと向った。ここは出雲松平家のすばらしい墓所がある。私は日本中でこれほどロマンティックな菩提寺を見たことがない。ただ残念なことに松江の人々はこの寺の保存にはあまり熱心でない。月照寺はひどく荒れはてていた。たぶん手入れに要する費用がないのだろう（省略）」（出雲再訪）と残しており、当時の荒廃の様子を知ることができる。

（3）大正時代の墓所

松平家では、大正14年から15年にかけて山内を整理するため、山内各所に葬ってあつた夫人の墓を藩主の墓所にそれぞれ合葬し、子供の墓塔を統合し、さらに廟門の修理を行つた記録がある。現在の墓所の形態はこの整理工事以降のものである。

これによれば、從来より、松江藩主の墓所としては、東京に於いては天徳寺、松江に於いては月照寺と決められており、初代から三代藩主は月照寺のみに墓所があり、四代藩主以降は両方に墓所があるため、東京を本墓、松江を支墓としてきた。また、実際には東京では天徳寺以外にも14ヶ寺に墓所があり、松江では慈雲寺にも墓所があった。大正12年の関東大震災により、東京の墓所が甚だしい損害を受けたため、これを機会に各地の墓所を統合し、月照寺に移転改葬を行い、月照寺を本墓とした。同時に十代藩主以降の墓所は東京護国寺に移転改葬した。ただし、七代藩主治郷（不味公）については、護国寺及び、東京に於ける茶趣味の人士からの希望により、護国寺に分骨のうえ支墓を設けた。

この改葬にあたっては、まず月照寺境内の夫人や子供の墓を発掘調査している。さらに藩主の墓も夫人を合葬するため発掘調査を行つたようであるが、その結果については記録が残っていない。次に、各藩主の廟所に夫人を合葬し、墓石に藩主と夫人の戒名を刻み、損

傷のはげしい敷石等については修理している。また基壇の玉垣や廟門の透き塀などは損傷がはげしいため、殆ど取り戻され、柱穴等は埋められた。子供の墓は統合して新たに合同墓所を設置し、さらに初代藩主の生母月照院の墓石を東京から移送設置した。

大正 15 年には各廟門の修理を行い、こけら葺き又は桧皮葺きだった廟門の屋根を銅板葺きに変更している。

現在、史跡内には杉や桧の大木が多くみられるが、これらは昭和時代初期に修理用材として植林されたものが殆どで、この整理工事の際に撮影されたと思われる古写真には、墓所内に大木、雑木はみられず現在より明るく見通しは良かったようである。

(4) 指定地の現状

明治維新後、松平家に譲って維持され、松平家松江事務所が管理してきた。明治 41 年までは住職が置かれたが、それ以降は無住となり、しばらくの間、市内の浄土宗 6ヶ寺が交代で毎月の祥月・命日の法要を勤め、この勧行に対し松平家松江事務所から手当が支給されていた。しかし、その後松平家松江事務所が閉鎖されたため、維持管理が殆ど放棄され、境内は荒廃ていった。

その後、昭和 21 年に正住職が就任し、昭和 28 年に宗教法人月照寺となり、可能な限りの維持管理は行われてきたが、昭和 28 年に市指定文化財となり、昭和 58 年まで維持管理に対して市の補助金を交付していた。

また指定により見学者も増え、昭和 40 年代半ばより墓所内も徐々に整備され、宝物殿や書院が建築され、便益及びサイン施設も整備された。その後は観光収入による維持管理が可能となったため、市の補助金の交付は停止され現在に至っている。

史跡指定地は、都市計画法による用途地域の指定を受けているが、それ以外の法による規制はない。



「雲州松江御城下之図」(文政年間)の月照寺周辺部分

3. これまでの保存修理事業

大正 14～15 年 山内整理、東京天徳寺他から墓所合併により大改葬

廟門屋根修理（銅板葺）

昭和 4 年 土蔵、通用門を松平家松江事務所（南田町）から移設

29～30 年 現本堂建設

41 年 唐門両側に白壁を建築、境内整備（市補助事業）

46 年 境内整備（参道・環境）

47 年 宝物殿建設

50 年 初代廟所内整備（池・灯籠）

58 年 三代廟所東側石垣修理

59 年 書院・庫裏建築

平成 9 年 史跡松江藩主松平家墓所保存修理事業（国庫補助事業）

総事業費 17,670 千円

・初代高真院墓所土壙解体補修

・七代大圓菴墓所透塀解体補修、排水溝復旧

10 年 史跡松江藩主松平家墓所保存修理事業（国庫補助事業）

総事業費 5,000 千円

・御靈屋壁修理（台風災害による）



初代墓塔
(大正時代改葬前、大正10年代頃)



二代廟所
(大正時代改葬前、大正10年代頃)

九代廟所
(大正時代改葬前、大正10年代頃)





三代廟所
(大正時代改葬前、大正10年代頃)



三代廟所
(大正時代改葬前、大正10年代頃)



五代、三代廟所
(東方から)
(大正時代改葬前、大正10年代頃)



六代廟所寿藏碑
(大正時代改葬前、大正10年代頃)



三代、九代、二代廟所
(東南方から)
(昭和時代初め頃)



五代、三代廟所
(東方から)
(昭和時代初め頃)

III. 史跡松江藩主松平家墓所の概要

1. 緒 起

前にも述べたとおり、松江藩主松平家の墓所は、もと洞雲寺と称する禅林であったが、寛文年間、松平家初代藩主松平直政は生母月照院の靈牌をここに安置し、蒙光山月照寺と改称した。第二代綱隆は父の遺命により廟所を境内に営み、山号を歓喜山と改め、歴代藩主の菩提寺と定めた。

2. 概 要

廟所の総面積は1町3反8畝27歩(137.752アール)、山内には初代直政、二代綱隆、三代綱近、四代吉透、五代宣維、六代宗衍、七代治郷、八代齊恒、九代齊貴の各歴代藩主の廟墓のほか、月照院墓塔、子息・息女を葬る合葬墓、藩儒桃源藏の撰文による朝日丹波紀功碑(七代治郷廟門前)、藩儒荻野喜内(天愚孔平)撰文の寿蔭碑(六代宗衍廟所地内)、退筆塚などがある。

松平家では、大正14年(1925年)7月から山内の整理を行い、さらに廟門の修理をなし、翌15年10月、工事を終えた。

3. 各建造物等の概要

(1) 墓所

廟所は、廟門・鳥居・墓塔を一軸上におき、正面を除く三方に藩重臣層の献灯をめぐらす。

廟墓は、二重基壇の上に据え、石壇は石垣積み、床面四半敷又は布敷とし、上層石壇には四十九院の石柱をめぐらす。下層の石壇には、もと木柵と扉がめぐらしてあった。

廟墓の三方にめぐらした灯籠は、材質は花崗岩、西の屋形灯籠の形式になり、藩主の没年月日と献灯者の刻銘がある。向かって右手前に筆頭家老の献灯を置く。

①初代廟所

廟門は薬医門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型(変形)である。廟墓の周りには47基の灯籠をめぐらし、手水鉢がある。北側から東側にかけては池が掘られていて、石造の高欄付の橋が架けられている。

②二代廟所

廟門は薬医門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型である。廟墓の周りには45基の灯籠をめぐらし、手水鉢・飛び石がある。

③三代廟所

廟門は向唐門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型である。廟墓の周りには55基の灯籠をめぐらし、手水鉢・飛び石がある。

④四代廟所

廟門は向唐門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型である。廟墓の周りには55基の灯籠

をめぐらし、手水鉢・飛び石がある。

⑤五代廟所

廟門は平唐門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型（変形）である。廟墓の周りには 50 基の灯籠をめぐらし、手水鉢・飛び石がある。廟所の北側に月照院の墓塔がある。

⑥六代廟所

廟門は平唐門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型（変形）である。廟墓の周りには 51 基の灯籠をめぐらし、手水鉢（なつめ形）・飛び石がある。廟所内には、七代藩主が、父の業績に感謝して建てた寿藏碑と、退筆塚もある。

⑦七代廟所

廟門は平唐門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型（変形）である。廟墓の周りには 56 基の灯籠をめぐらし、つくばい・飛び石がある。廟門の外には、朝日丹波紀功碑がある。

⑧八代廟所

廟門は平唐門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型である。廟墓の周りには 54 基の灯籠をめぐらし、つくばい・飛び石がある。

⑨九代廟所

廟門は向唐門・銅板葺で、墓塔は石造五輪塔型（変形）である。廟墓の周りには 65 基の灯籠をめぐらし、つくばい・飛び石がある。

各墓所毎の詳細については別表（松江藩主松平家墓所一覧）に示す。

(2) 本堂跡

元 11 軒四面の壮大な伽藍であったが、明治維新の際に取り壊されて、今は礎石と石積基壇が残るのみである。

(3) 現本堂

昭和 29 年の建立で二間半に三間。本尊阿弥陀如来は、松平直政公の生母月照院の冥福を祈って造立したものである。堂内には狩野永雲筆の十六羅漢、外の額は十代定安公の筆である。

(4) 御靈屋

江戸時代当初の建物で総ケヤキ造り。歴代藩主の御位牌が奉安してある。壁画は、狩野永雲の筆。毎年 8 月 16 日の「万灯会」には開扉して一般の参拝を受ける。

(5) 庭園

七代藩主治郷が補修したものであると伝えられ、素朴な中に茶人好みの仕上がりをみせている。

(6) 鐘楼

慶長末期の建造（洞雲寺の時代）と伝えられ、梵鐘は家老三谷家の寄進になるものであつたが、太平洋戦争末期に金属供出された。

(7) 唐門及び塀

唐門は、江戸時代の建造で藩主墓参の折りのみ開かれた。塀は、瓦屋根、上部は漆喰壁、

下部は下見板張りである。

(8) 鎮守社跡

七代藩主治郷廟所と五代藩主宣維廟所の間にある東へ張り出した丘陵上にある。江戸時代の作事所の記録に正徳四年（1714年）に、「月照寺鎮守初テ出来」とあり、「月照寺境内總御廟所絵図面」（文化十五年、1818年）には、現在の七代藩主の廟所となっている場所に鎮守社があることになっている。文化十五年は、七代藩主の没年であることから、正徳四年頃から文化十五年頃まではそこにあったが、七代藩主の廟所造営により、現在の鎮守社跡に遷されたと考えられる。その跡、遷されたか廃絶されたかは不明であるが、今は礎石と石段を残すのみである。



本堂跡



現本堂



御靈屋



庭園



鐘 樓



唐門及び塀

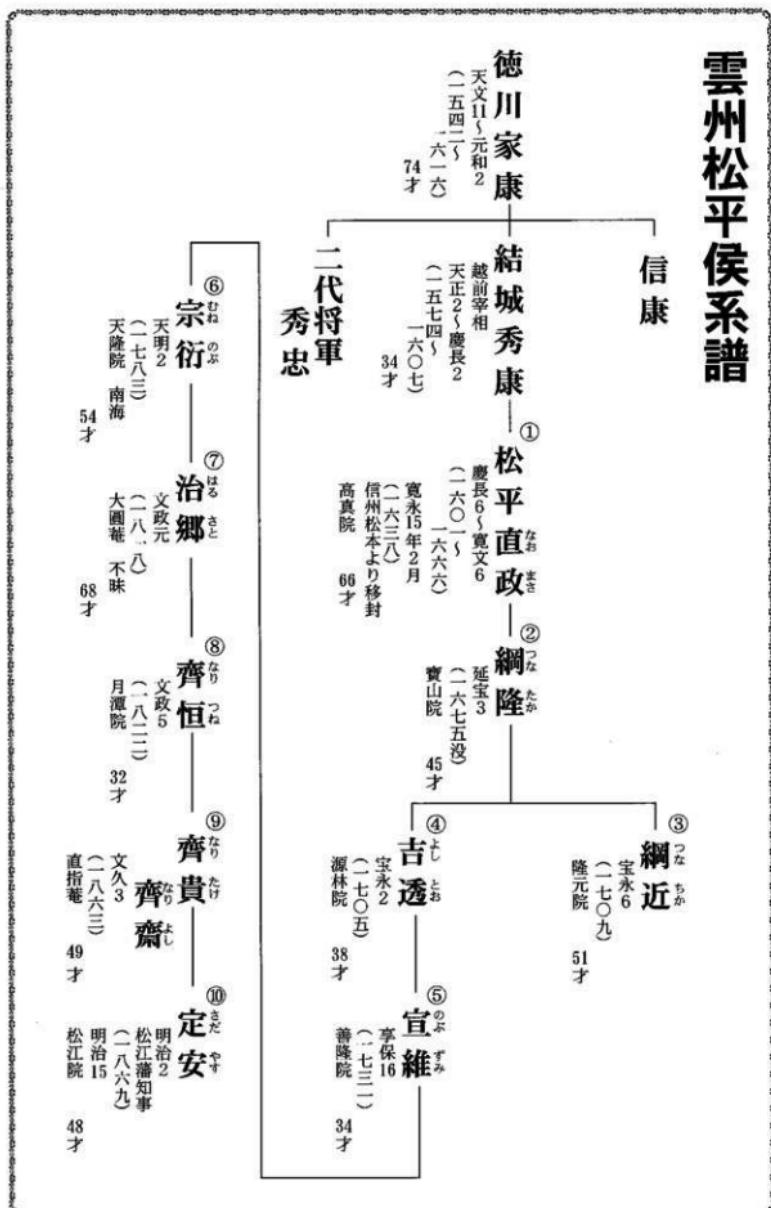


月照院墓塔



子息・息女合同墓所

雲州松平侯系譜



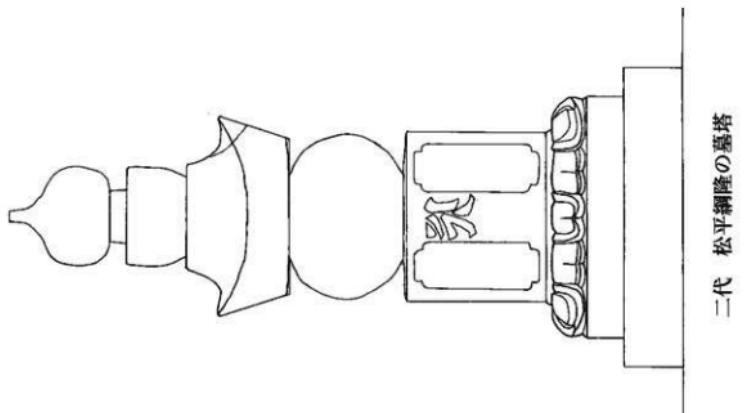
松江藩主松平家墓所一覧

名 称	地籍 m ²	地 上 物 件	備 考
高真院墓所	1252. 81	廟門 1 棟（一間一戸戸袋門・切妻造り軒唐破風付・銅板葺） 墓塔 1 基（石造五輪塔型（変形）在銘・二重基壇付・石灯籠 2 基） 鳥居 1 基（石造明神鳥居） 灯籠 47 基（西の屋形・寛文六丁未二月三日在銘） 手水鉢 1 基 橋梁（石造桁橋・高欄付）	初代 松平直政（なおまさ） 没年 寛文六年（1666） 二月三日 東側・北側に濠を穿つ。 廟門建造年代記録あり 延宝七歳己未八月朔日 (室) 康泰院合葬
寶山院墓所	668. 78	廟門 1 棟（一間一戸戸袋門・切妻造り軒唐破風付・銅板葺） 墓塔 1 基（石造五輪塔在銘・二重基壇付・石灯籠 2 基） 鳥居 1 基（石造明神鳥居） 灯籠 45 基（西の屋形・延宝三乙卯四月口日在銘） 手水鉢 1 基 飛び石	第二代 松平綱隆（つなたか） 没年 延宝三年（1675） 四月一日 (室) 天穂院合葬 廟門棟札あり 延宝 4 年丙辰四月朔日 孝子太守綱周公
隆元院墓所	581. 59	廟門 1 棟（一間一戸戸唐門・切妻造り軒唐破風付・銅板葺） 墓塔 1 基（石造五輪塔在銘・二重基壇付・石灯籠 2 基） 鳥居 1 基（石造明神鳥居） 灯籠 55 基（西の屋形・宝永六己丑十一月十五日在銘） 手水鉢 1 基 飛び石	第三代 松平綱近（つなちか） 没年 宝永六年（1709） 十一月十五日 (室) 泰穂院合葬 廟門墨書銘宝永二（七）年
源林院墓所	578. 71	廟門 1 棟（一間一戸戸唐門・銅板葺） 墓塔 1 基（石造五輪塔在銘・二重基壇付・石灯籠 2 基） 鳥居 1 基（石造明神鳥居） 灯籠 55 基（西の屋形・宝永三丙戌九月六日在銘） 手水鉢 1 基 飛び石	第四代 松平吉透（よしとお） 没年 宝永二年（1705） 九月六日 (室) 清寿院合葬 廟門記録あり 宝永四年龜八月二十日
善隆院墓所	414. 88	廟門 1 棟（一間一戸平唐門・銅板葺） 墓塔 1 基（石造五輪塔型（変形）在銘・二重基壇付・石灯籠 2 基） 鳥居 1 基（石造明神鳥居） 灯籠 50 基（西の屋形・享保十六辛亥八月二十七日在銘） 手水鉢 1 基 飛び石 月照院墓塔 1 基	第五代 松平宣維（のぶすみ） 没年 享保十六年（1731） 八月二十七日 (室) 天房院合葬

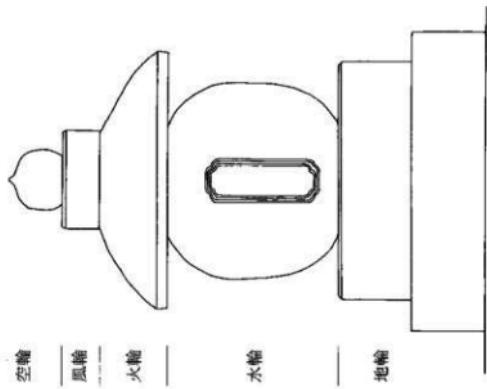
名 称	地 縄 m	地 上 物 件	備 考
天隆院墓所	590.44	廟門1棟（一間一戸平唐門・銅板葺） 墓塔1基（石造五輪塔型（変形）在銘・二重基壇付・石灯籠2基） 鳥居1基（石造明神鳥居） 灯籠51基（西の屋形・天明二壬寅十月四日在銘） 手水鉢（なつめ形）1基 飛び石 寿藏碑1基・筆塚1基	第六代 松平宗衍（むねのぶ） 没年 天明二年（1782） 十月四日 (室)立信院合葬
大圓菴墓所	631.45	廟門1棟（一間一戸向唐門・銅板葺） 墓塔1基（石造五輪塔型（変形）在銘・二重基壇付・石灯籠2基） 鳥居1基（石造明神鳥居） 灯籠56基（西の屋形・文政元戌寅四月二十四日在銘） つくばい1基 飛び石 朝日丹波紀功碑1基（門外）	第七代 松平治郷（はるさと） 没年 文政元年（1818） 四月二十四日 (室)彭楽院合葬
月潭院墓所	511.81	廟門1棟（一間一戸平唐門・銅板葺） 墓塔1基（石造五輪塔在銘・二重基壇付・石灯籠2基） 鳥居1基（石造明神鳥居） 灯籠54基（西の屋形・文政五年壬午三月二十一日在銘） つくばい1基 飛び石	第八代 松平齊恒（なりつね） 没年 文政五年（1822） 三月二十一日 (室)月英院合葬 廟門棟札あり 文政六年未歳正月二十日出来
直指菴墓所	631.45	廟門1棟（一間一戸向唐門・銅板葺） 墓塔1基（石造五輪塔型（変形）・二重基壇付・石灯籠2基） 鳥居1基（石造明神鳥居） 灯籠65基（西の屋形・文久三年癸亥三月十四日在銘） つくばい1基 飛び石 筆塚1基（門外）	第九代 松平齊貴（なりたけ） 没年 文久三年（1863） 三月十四日 (室)林昌院合葬

二代 松平綱隆の墓塔

100 cm
0



初代 松平直政の墓塔



空輪

風輪

火輪

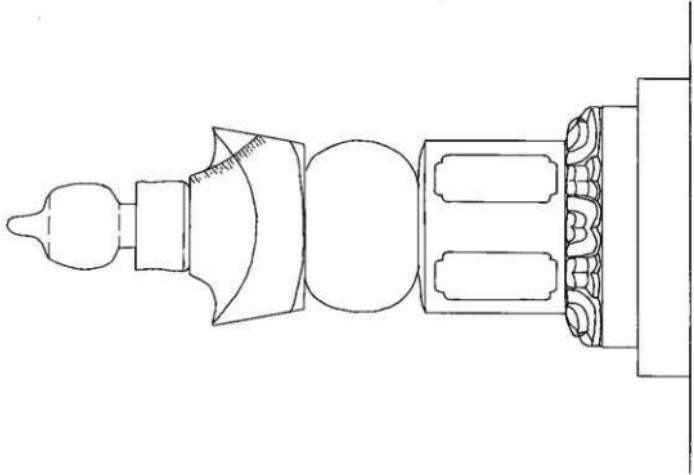
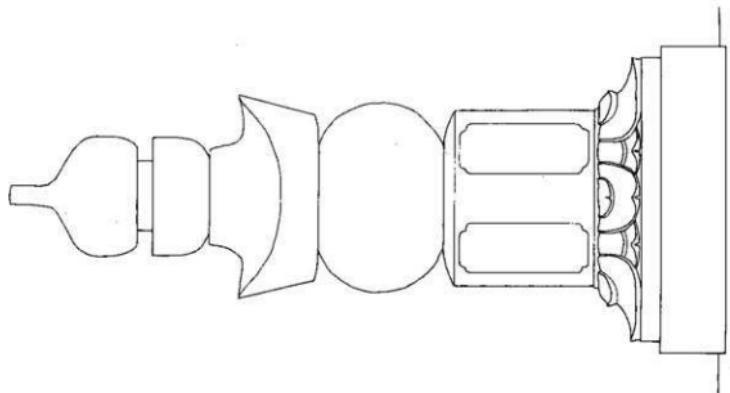
水輪

地輪

四代 松平吉透の墓塔

三代 松平綱近の墓塔

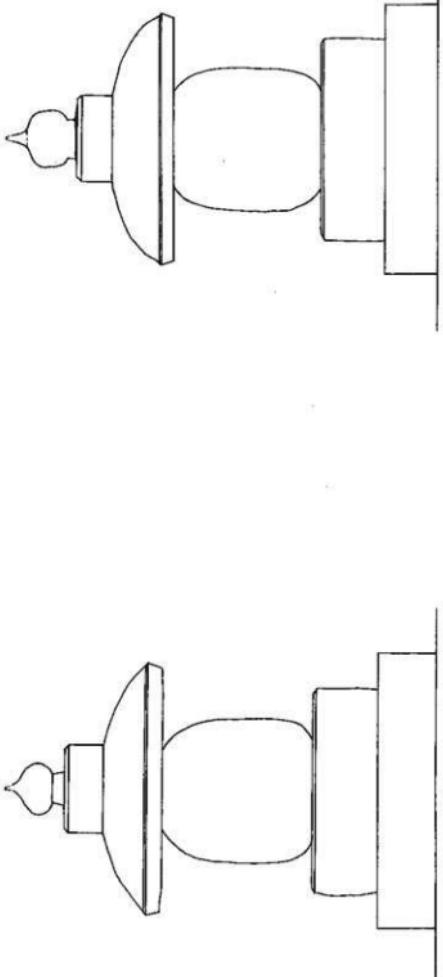
100 cm



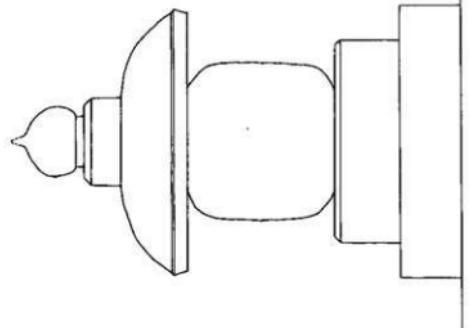
六代 松平宗衍の墓塔

100 cm

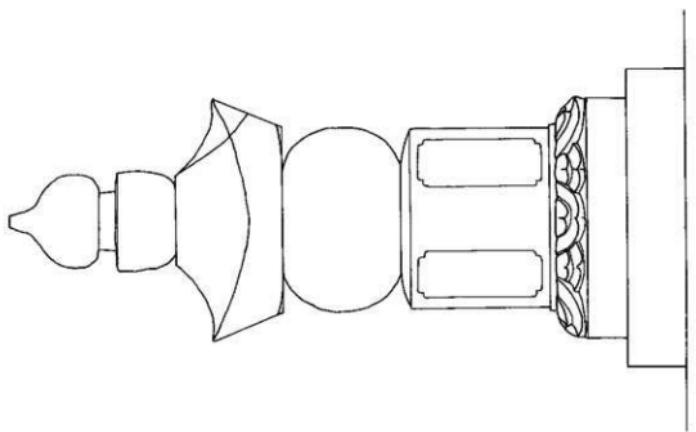
五代 松平宣維の墓塔



七代 松平治郷の墓塔

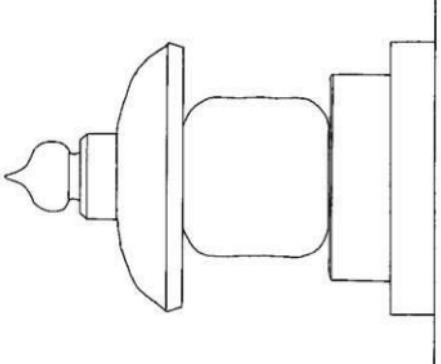


八代 松平齊恒の墓塔

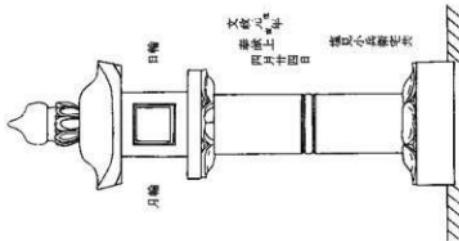


歴代墓主名	墓塔の形状	総高(cm)
初代 松平直政	石造五輪塔(変形)	2.49
二代 松平綱隆	石造五輪塔	3.53
三代 松平綱近	石造五輪塔	3.57
四代 松平吉透	石造五輪塔	3.64
五代 松平宣純	石造五輪塔(変形)	2.26
六代 松平宗衍	石造五輪塔(変形)	2.24
七代 松平治郷	石造五輪塔(変形)	2.34
八代 松平輝恒	石造五輪塔	3.54
九代 松平齊貴	石造五輪塔(変形)	2.24

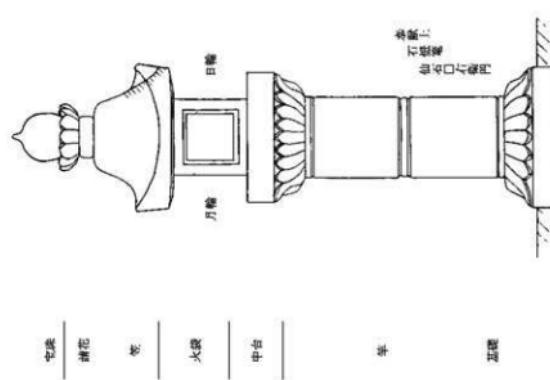
100 cm



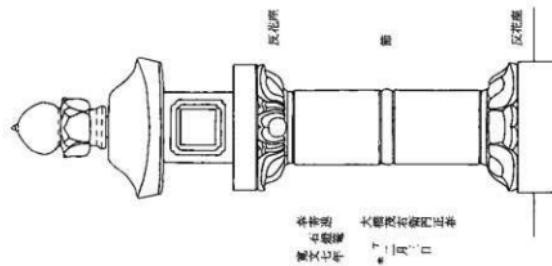
九代 松平齊貴の墓塔



第七代 松平吉重廟内石燈籠
(向かって右側の2番目)
(高さ184cm)

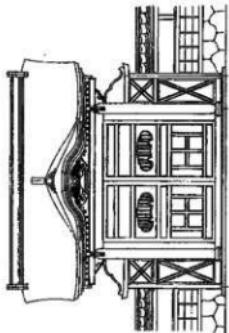


第七代 松平吉重廟内石燈籠
(向かって左側の2番目)
(高さ222cm)

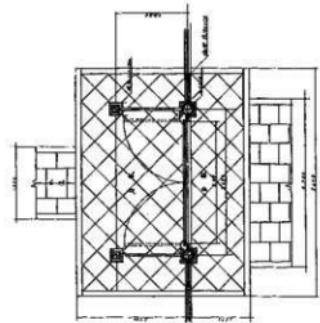


初代 松平吉重廟内石燈籠
(向かって左側の2番目)
(高さ217cm、重さ54kg)

図 1 初代廟門

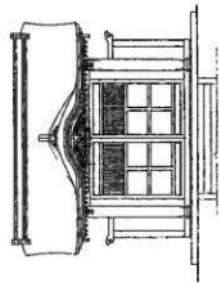


正面図

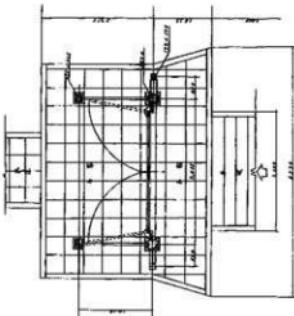


平面図

二代廟門

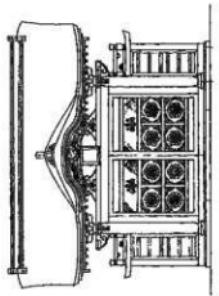


正面図

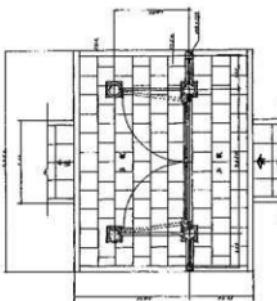


平面図

三代廟門

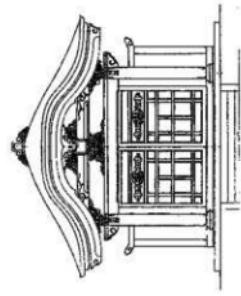


正面図

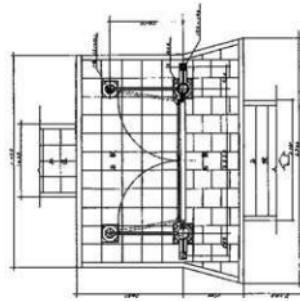


平面図

圖 2 四代廟門

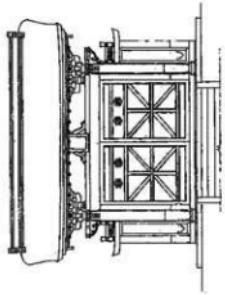


正面圖

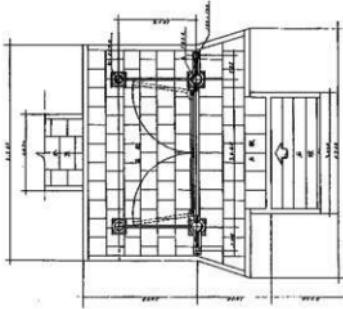


平面圖

圖 2 五代廟門

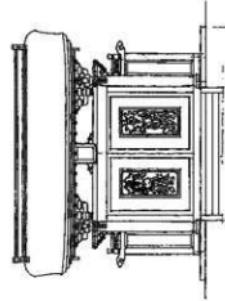


正面圖

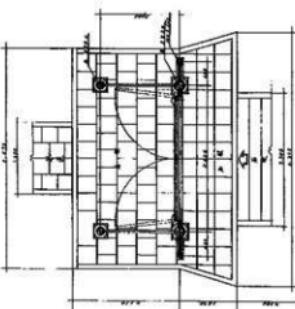


平面圖

圖 2 六代廟門



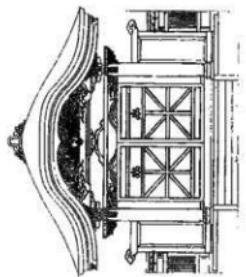
正面圖



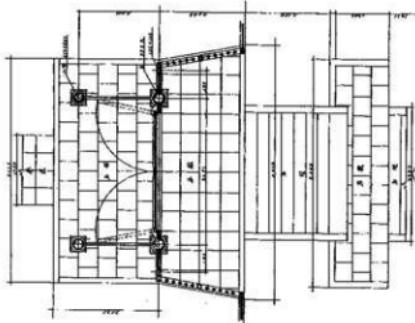
平面圖

図 3

七代廟門

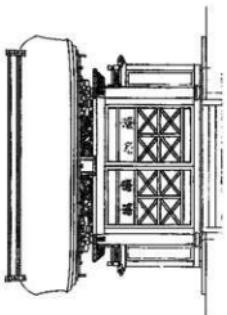


正面図

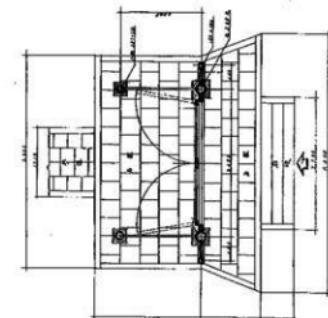


平面図

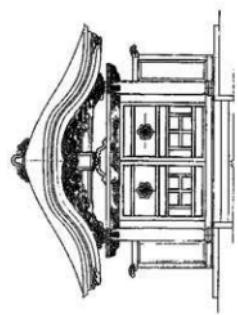
九代廟門



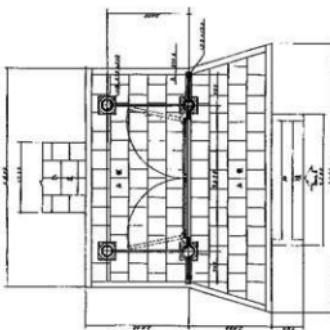
正面図



平面図



正面図



平面図

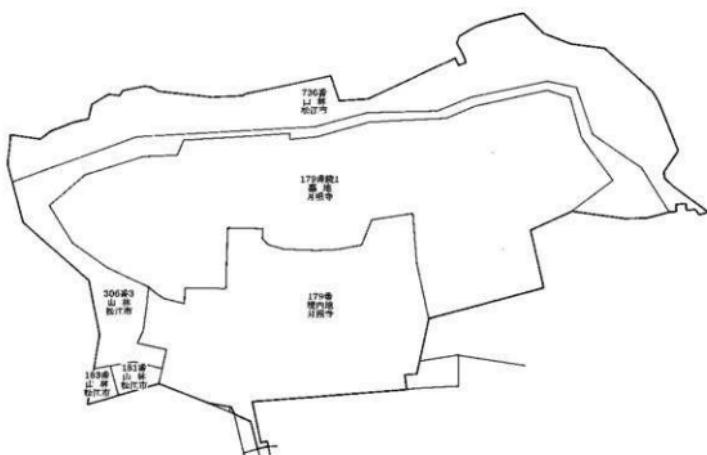
4. 所有形態

指定地の所有者は、別表のとおりである。墓地及び境内地については、宗教法人月照寺の所有。但し、祭祀権者は藩主の子孫である松平直壽氏である。

背後の山林は、元松平氏の所有であったが、昭和41年11月14日付で、松江市に寄附されて今日に至っている。

別 表

番号	所在地	地 番	地 目	公簿面積	所有者	祭祀権者
1	外中原町	179番統1	墓 地	13,775m ²	月 照 寺	松平直壽
2	外中原町	179番	境 内 地	9,500m ²	月 照 寺	なし
3	外中原町	181番	山 林	234m ²	松 江 市	なし
4	外中原町	183番	山 林	158m ²	松 江 市	なし
5	外中原町	306番3	山 林	3,656m ²	松 江 市	なし
6	国屋町	736番	山 林	6,502m ²	松 江 市	なし
合計		6 筆		33,825m ²		



IV. 保存管理計画

1. 保存管理計画の理念と方針

現在の松江は、堀尾吉晴が松江城を築城したことに起因し、堀尾氏3代、京極氏1代を経て、寛永十五年（1638）松平直政が信州松本城から移封されて以来松平氏が歴代藩主となり明治維新をむかえた。治世年数は、堀尾氏34年、京極氏4年、松平氏230年で、今なお残る城下町松江の歴史や文化は、堀尾氏、京極氏時代に生まれ、松平氏時代に培われたものといえる。他氏に比べ松平氏の治世が長かったので、その菩提寺である月照寺は松江城と同じく住民にとって関わりが深く、歴史的遺産としての価値も高いものである。

また、各藩主の廟門は当時唯一の技術をもって建築されていることは想像に難くなく、五輪塔や墓所の形式などは当時の文化を知るうえで貴重な遺産であり、境内や墓所、山林部分に至るまで、現在より格段に良好な保存管理状態であったと思われる。

以上のことと踏まえ、保存管理計画の策定にあたって以下の理念と方針を定める。

理念

(1) 松江藩主松平家墓所は、九つの廟がそれぞれに個性的で時代的特徴をよく表し、近世大名家墓所の代表的なものであり、将来にむけてもっとも望ましい姿で史跡としての価値を引き出し、かつ高めながら保存管理していく。

(2) 墓地を取り囲む背後の山林をはじめとする史跡内の植生については、史跡の景観を構成する重要な要素があるので、その適切な管理と保全に努める。

方針

(1) 遺構の復元的整備

史跡内の廟門や墓地など全体的に遺構の荒廃、腐朽が著しいので、年次計画を立てて、これを修復する。

(2) 環境の保全

史跡内の植生について、望ましいあり方を検討しながら、墓所としてふさわしい景観の保全に努める。

(3) 史跡の活用

松江藩主松平家墓所は、本市の代表的な観光地として市民や内外の見学者に親しまれているので、文化財の価値を損なわないよう十分に配慮しつつ、便益機能を充実させていくことに努める。

2. 地区の区分

地区名	概要
墓所	初代から九代の歴代藩主の廟所のほか、月照院墓塔、子息・息女を葬る合葬墓、朝日丹波紀功碑、寿藏碑、退筆塚があり、鎮守社、鐘楼跡も含む。
境内地	本堂跡、現本堂、御盡屋、庭園、鐘楼、唐門及び塀があり、宝物殿等も含む。
山林	墓所及び境内地を取り囲む範囲。

3. 地区毎の現状変更行為の取扱い基準

文化財保護法では、現状変更等の制限及び原状回復に関し、次のとおり規定している。「史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ（後略）」第80条第1項。「（前略）許可を受けず（中略）又は許可の条件に従わないで史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は原状回復を命ずることができる（後略）」第80条第7項。

この史跡は、閑静な環境が最もすぐれた特徴であり、これを維持保全していくことが肝要である。そのため、現状変更行為は基本的に抑止しながら、一方で所有者の理解を得て史跡の保護のための修理・整備事業に行政も最大の努力をする必要がある。

(1) 墓所地区

基本的に現状を保存することを重視しながら、史跡建造物の保護、景観保全のために必要な事業は行っていく。但し、史跡の価値を損なうと判断される行為は行わない。また、史料に基づき江戸期の姿に復元する場合は、文化庁・県や学識経験者の指導・助言を得て実施計画を策定する。

(2) 境内地地区

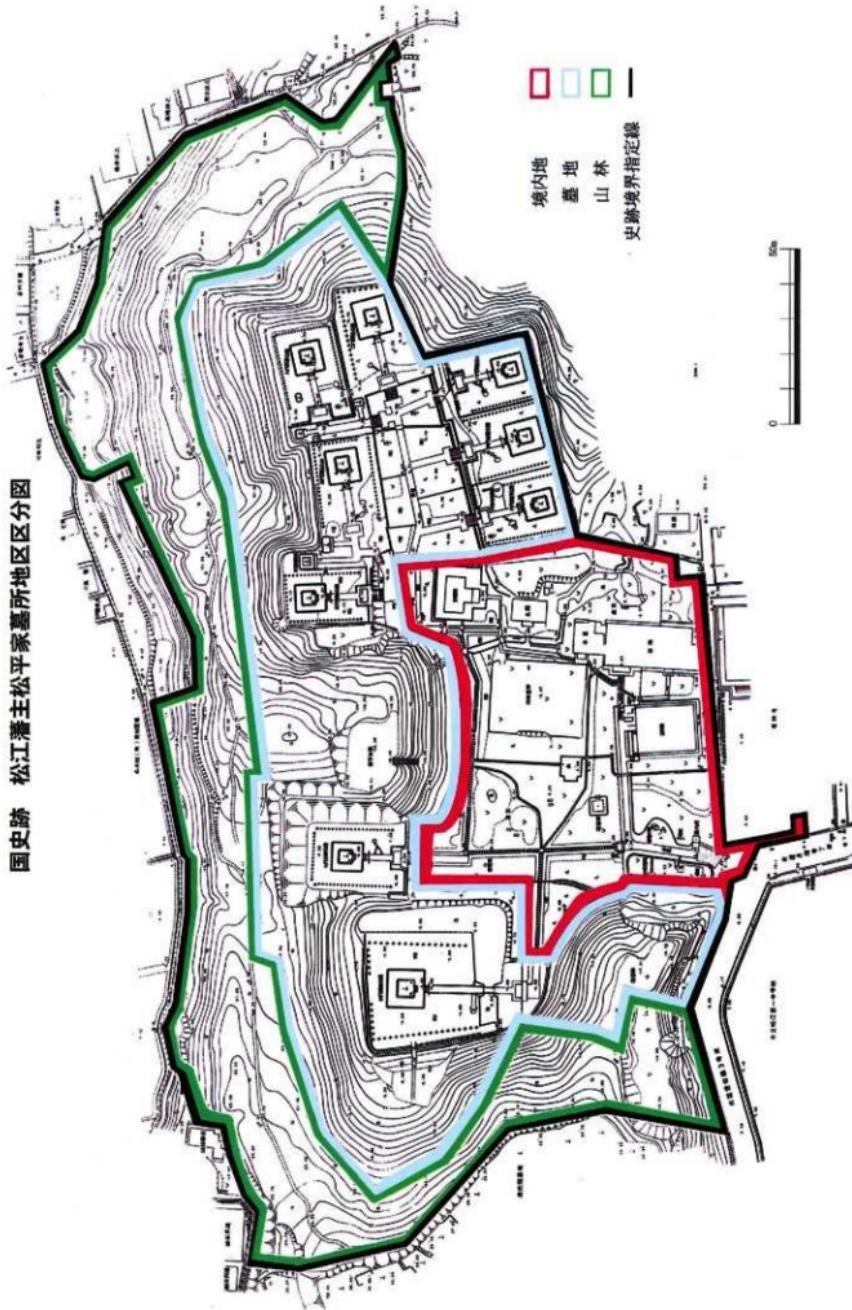
現存する宗教施設の維持管理に必要なものは、史跡の価値を損なわない範囲で行う。但し、本堂等現存しないものを史料に基づき復元しようとする場合には、文化庁・県や学識経験者の指導・助言を得て実施計画を策定する。

見学者の便宜を図るために便所、案内所、案内板など必要なものについては史跡の価値を損ねない範囲で十分協議の上、設置していく。

(3) 山林地区

基本的に現状を保全することを重視し現状変更行為は行わない。但し、危険木や枯死木及び現状を保全するために支障をきたす可能性のあるもの（竹林等）については協議の上、必要なものについては伐採又は整枝を行っていく。

国史跡 松江藩主松平家墓所地区区分図





史跡現状 墓所



史跡現状 墓所



史跡現状 墓所



史跡現状 墓所



史跡現状 境内地



史跡現状 境内地



史跡現状 境内地



史跡現状 山林

4. 保存整備の基本方針

江戸時代の墓所の状況を伝えるものとして、「月照寺境内總御廟所絵図面」（文化十五年、1818年）、「月照寺山内御廟所絵図面」（推定文久三年、1863年頃）があり、明治時代末頃から昭和時代にかけてのものといわれる古写真が20数点残っている。しかしながら、これら松平家墓所に関する史料で判明しているものがあまりにも少ないために、まず史料の収集に努力し、その研究・検討を行うことが何よりも重要となる。そのうえで、次のような基本方針に沿って保存整備を行う。

- (1) 各廟門及び廟所内については、可能な限り創建時の姿に戻す。但し、大正時代に改葬された藩主以外の墓塔については、現状のまま整備する。
- (2) 排水施設については本来の形状・構造を確認したうえで、景観に配慮しながら整備する。
- (3) 植栽については可能な限り創建時の姿に戻し、廟門等建造物に危険を及ぼす可能性のある樹木については伐採又は、整枝する。
- (4) 便益及びサイン施設は、景観を損ねないよう配慮のうえ適所に設置する。
- (5) 整備事業を遂行するに当たっては、本保存管理計画策定委員会を母体とする整備委員会を発足させ、委員会の学術的検討を踏まえて事業を行う。

5. 地区毎の保存整備

基本的に地区毎に保存整備を行うが、現況に応じて緊急度を定め年次計画を立てる。但し、墓所地区のうち特に各藩主の廟所内については、各廟所毎に整備を行うこととする。整備、修理の緊急度は以下のとおりである。

- 緊急度A…早急に整備、修理を行わないと、建造物等の維持に支障をきたすもの。
- 緊急度B…直ちに整備、修理を行う必要はないが、破損の拡大、崩壊等の危険があるもの。
- 緊急度C…建造物等の維持には、直接影響はないが、史跡の本来の形状に戻すための措置が必要であり、検討協議のうえ行うことが望ましいもの。

(1) 墓所地区

a. 廟所

①初代直政(高真院)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門全体が背面に傾斜	転び直し	A	
	廟門懸魚・脇障子破損	修理	A	
	廟門扉に部分破損	修理	A	開いた場合の仮設受石
	廟門化粧裏板・タルキに部分腐朽	修理	B	裏板には、こけら時に雨漏り腐朽
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
墓	二重基壇の玉垣笠石の浮動	修理	A	ステンレス繩等
	基壇の玉垣・門等欠失	検討	C	二・三・九代に亘って整備
	基壇が一・二重共に北に傾斜	検討	C	

②二代綱降(寶山院)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門全体が背面に傾斜	転び直し	A	
	廟門控柱足元腐朽	根垂ぎ	A	
	廟門脇障子破損	修理	A	
	廟門扉に部分破損、門欠失	修理・復旧	A	開いた場合の仮設受石
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
	透塀欠失	検討	C	三・四・五・六・九代に亘って整備
墓	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	古写真に倣う

③三代綱近(隆元院)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門全体が背面に傾斜	転び直し	A	
	廟門扉に部分破損(彫刻欠失等)	修理	A	開いた場合の仮設受石
	廟門脇障子破損	修理	A	
	廟門四半右部分破損	修理	A	
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	桧皮葺軒付残存
墓	透彌欠失	復原	C	古写真に倣う
	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	古写真に倣う
	基壇表面が凹凸、側面にはらみがある	修理検討	C	

④四代吉透(源林院)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門扉に部分破損、門欠失	修理・復旧	A	開いた場合の仮設受石
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
	透彌欠失	復原	C	古写真に倣う
墓・その他	基壇が一・二重共に傾斜、表面破損大	修理検討	A	
	鳥居の笠石にゆるみがみられる	修理	A	
	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	二・三・九代に倣って整備

⑤五代宣維(善隆院)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門全体が背面に傾斜	転び直し	A	
	廟門扉に部分破損	修理	A	開いた場合の仮設受石
	廟門脇障子破損	修理	A	
	廟門蓋瓦の彩色剥落	彩色復旧	A	顔料微量残存
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
墓	透彌欠失	復原	C	古写真に倣う
	墓壇一部(北)に破損	修理(小)	B	
	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	二・三・九代に倣って整備

⑥六代宗衍(天隆院)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門扉に部分破損、門欠失	修理・復旧	A	開いた場合の仮設受石
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
	透彌欠失	復原検討	C	古写真に倣う
墓	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	二・三・九代に倣って整備
	基壇表面が凹凸、南に傾斜	修理検討	C	
	寿藏碑の損傷	管理検討	C	

⑦七代治郷(大圓菴)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門扉に部分破損、門欠失	修理・復旧	A	開いた場合の仮設受石
	廟門扉脇障子破損	修理	A	
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
墓	廟門化粧裏板部分欠失	修理	B	裏板には、こけら時に雨漏り腐朽
	基壇一部(南)破損	修理(小)	B	
	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	一・三・九代に亘って整備

⑧八代齊恒(月潭院)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門扉に部分破損、門欠失	修理	A	開いた場合の仮設受石
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
	透彌欠失	復原検討	C	三・四・五・六・九代に亘って整備
墓	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	二・三・九代に亘って整備

⑨九代齊貴(直指菴)廟所

	破損状況	修理方法	緊急度	備考
廟門と塀	廟門扉に部分破損	修理	A	開いた場合の仮設受石
	廟門化粧裏板・柱足元腐朽	修理	B	裏板には、こけら時に雨漏り腐朽
	廟門扉の金具欠失	補足	B	痕跡あり
	廟門銅板葺屋根に変更	復原検討	B	こけら葺軒付残存
墓	透彌欠失	復原検討	C	三・四・五・六・九代に亘って整備
	基壇表面部分破損	修理	B	
	基壇の玉垣・門等欠失	復原検討	C	古写真に倣う



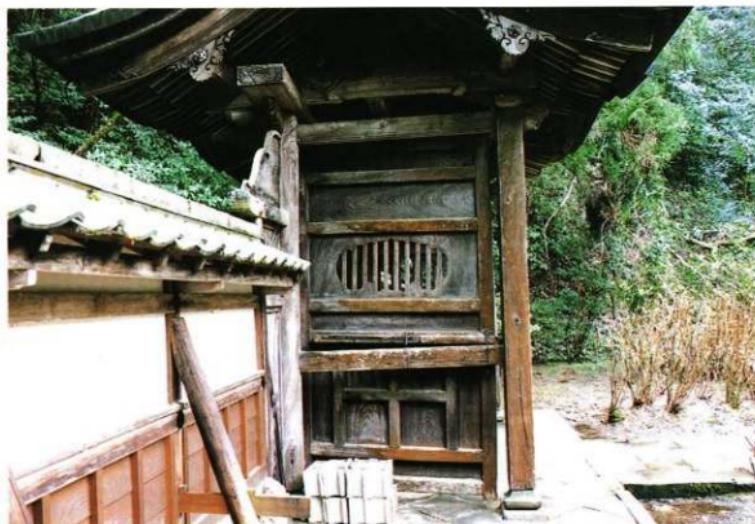
初代廟門



初代廟門(側面)



初代廟門（懸魚破損）



初代廟門扉



二代廟門(側面)



二代廟門扉



二代廟門柱足元(腐朽)



廟門屋根(銅板葺)



三代廟門



三代廟門(側面)